

ペットボトルの循環利用及び指定法人のあり方に関する状況

【ペットボトルの循環利用について】

1. 容器包装リサイクル法基本方針(抜粋)
2. PET樹脂のマテリアルフロー(2012年)
3. ペットボトルの自治体分別収集実績、協会引渡し量、落札単価の推移
4. 市町村における使用済みペットボトルの独自処理について

【指定法人のあり方について】

1. 欧州の「グリーン・ドット」マークの概要

【ペットボトルの循環利用について】

1. 容器包装リサイクル法基本方針(抜粋)

◆容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(平成18年12月1日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示 第10号)(抄)

四 分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項

容器包装廃棄物の分別収集が適正に実施され、これにより得られた分別基準適合物の再商品化を安定的に進めることが重要であることにかんがみ、市町村は、自ら策定した分別収集計画に従って容器包装廃棄物を分別収集するときは、再商品化施設の施設能力を勘案しつつ、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要である。

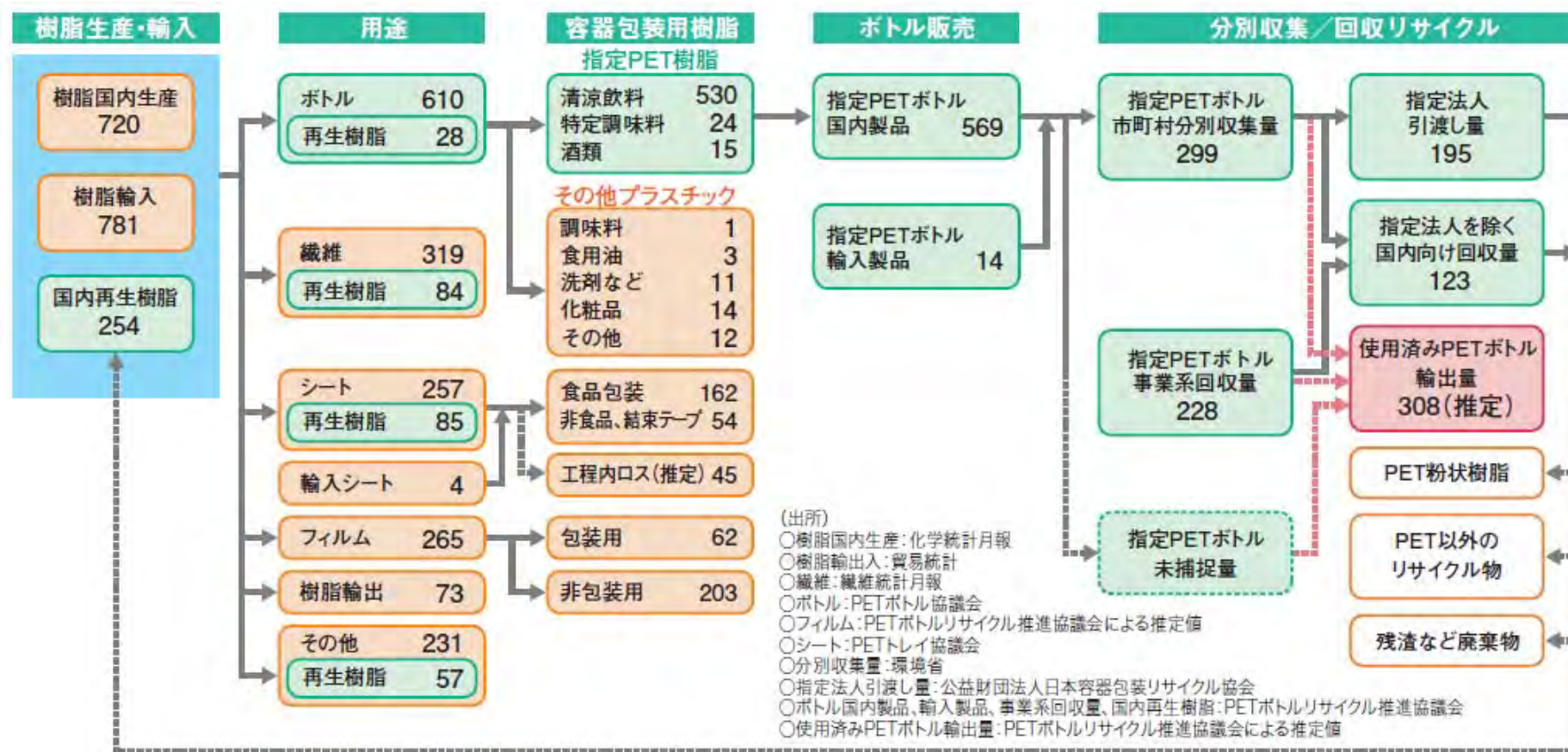
また、市町村の実情に応じ指定法人等に引き渡されない場合にあっても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。

同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努めることが必要である。

国は、市町村による再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理を促進するため市町村により分別収集された容器包装廃棄物の処理の状況を適切に把握するよう努めるとともに、市町村に対する情報提供、不適正な輸出を防止するための対策その他の措置を講じることとする。

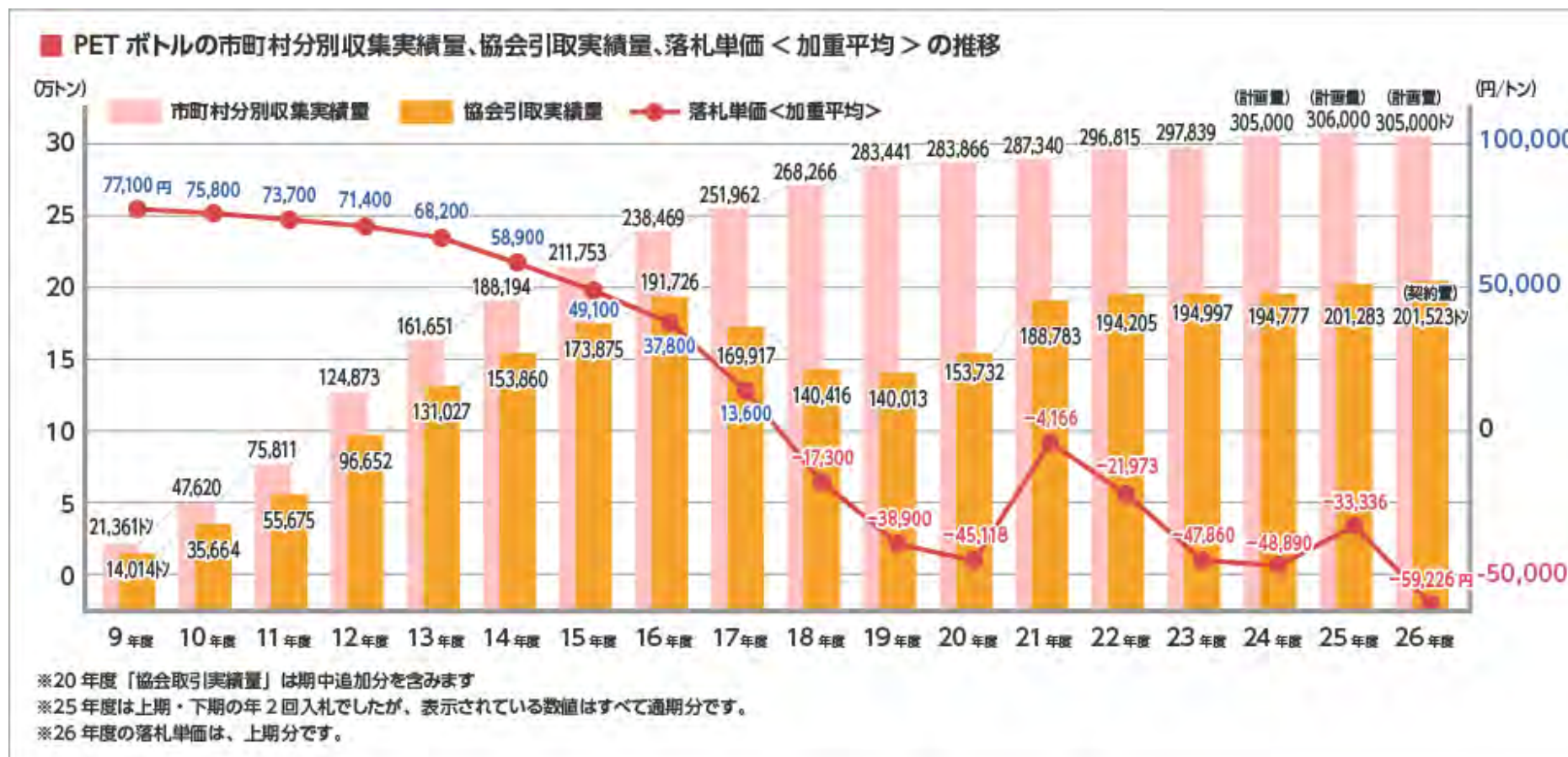
2. PET樹脂のマテリアルフロー(2012年)

(単位:千トン)



(出典)PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル年次報告書2013」

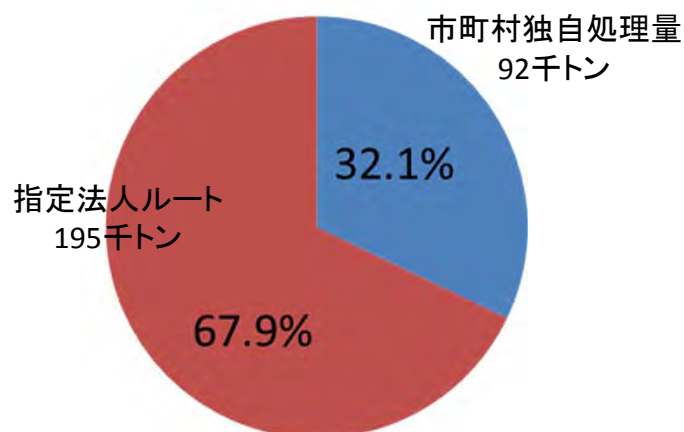
3. ペットボトルの自治体分別収集実績、協会引渡し量、落札単価の推移



4. 市町村における使用済みペットボトルの独自処理について①

～平成25年度廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査(環境省)～

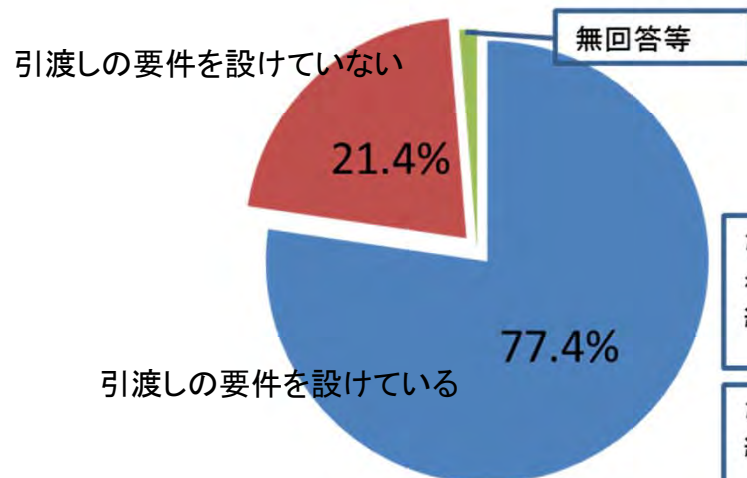
処理量の割合



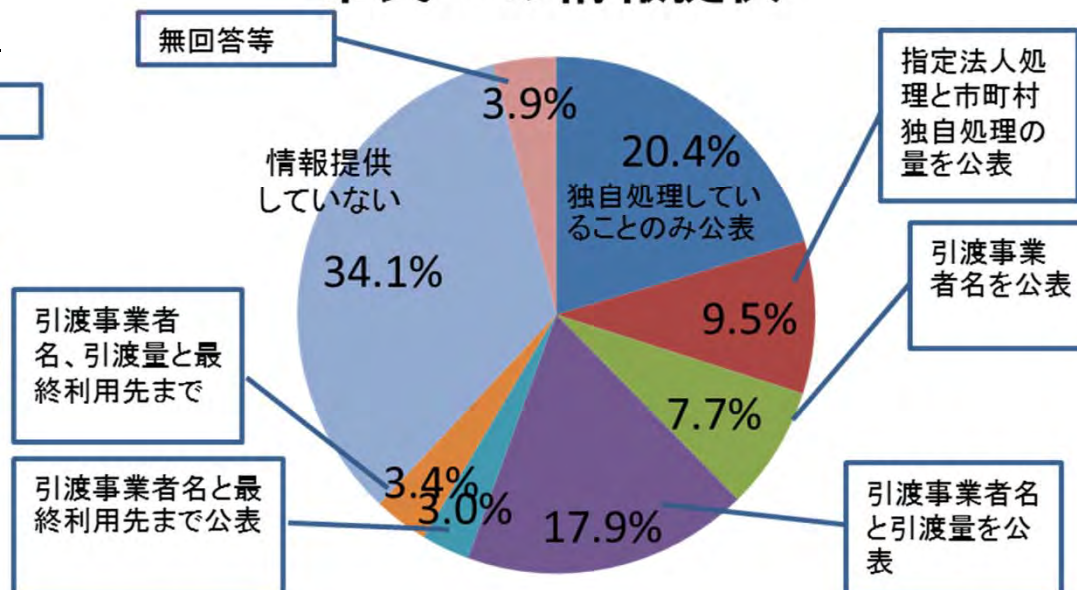
処理方法の採用状況

	自治体数	割合
指定法人ルート	969	58.4%
市町村独自処理	498	30.0%
併用	191	11.5%

事業者への要件の有無



市民への情報提供



4. 市町村における使用済みペットボトルの独自処理について②

使用済みペットボトルの国内処理フレークと海外処理フレークの品質の違い



国内処理フレーク

(平成24年10月に国内再商品化事業者から提供を受けたペレットの写真)



海外処理フレーク

(平成24年度廃ペットボトルの海外流出を抑止するための国内循環物量強化方策検討業務の一環として、委託事業者から提供を受けた海外フレークの写真)

【指定法人のあり方について】

1. 欧州の「グリーン・ドット」マークの概要

- ❑ 容器包装に付される「グリーン・ドット」は、欧州容器包装指令(94/62/EC)及び国内法に沿って容器包装リサイクルを担う組織として国に認められた機関に対して財政的な貢献をしていることを意味するマークとして、欧州を中心に28か国において使用されている。
- ❑ グリーン・ドットは、各国の生産者責任組織のネットワーク組織であるPRO EUROPE(Packaging Recovery Organization Europe, 1995年設立)によって管理され、加盟する生産者責任組織にライセンスを与えている(グリーン・ドットはもともとドイツの容器包装リサイクルシステムのシンボルとしてDSDが管理していたが、1996年にDSDが欧州地域でのグリーン・ドットの使用権をPRO EUROPEに認めた)。
- ❑ グリーン・ドットは、170,000企業以上によって使用されており、毎年4,600億以上の容器包装商品に貼付されている。

